

法務総合研究所国際協力部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）がミャンマー連邦法務長官府及び同最高裁判所をカウンターパートとして2013年11月に開始した「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を全面的に支援しています。

これまでの我が国におけるミャンマー法制研究は、その法律情報自体が入手困難なためほとんど手つかずの状態であったことから、法務総合研究所は、昨年度及び一昨年度において、ミャンマー民商事法に関する基本法制として、①会社法、②債権法、③物権法、④民事訴訟法・仲裁法、⑤労働法、⑥外国投資法制全般・輸出入規制・外貨管理法制、⑦不動産法制、⑧情報通信関連法制、⑨資源関連法制といった各種法制の調査委託を実施してきました。これによって、我が国民間企業のミャンマー進出にとって必要不可欠な基本的な法制度については、ある程度明らかにすることができたと言えます。

一方で、これらの法制度を前提としながら、ミャンマーにおける実際の紛争解決がどのように図られているのか、各法制度の運用を含めた紛争解決の実態については明らかでないのが実情です。例えば、ミャンマーの政府高官の話によれば、全体の裁判件数のうち約9割は刑事事件が占めているとされるなど、民事裁判が紛争解決の機能を十分に果たしていないと思われる面があるほか、行政機関による審判に対しては司法が関与できないとされつつ、係る行政機関による審判がいかなる紛争類型を対象としているのかについては、他の紛争解決手段との関連も含めて判然としない部分があります。

そこで、ミャンマーにおいては、紛争解決制度の実態を明らかにしてミャンマーの進出する企業等の予測可能性が高める上でも、いかにして紛争解決が図られているのか、紛争解決の主たる担い手と思われる弁護士の実情等を含め、その実態について掘り下げる必要があると考えました。

このたび、当部では、西村あさひ法律事務所の湯川雄介弁護士（ヤンゴン事務所代表）、原田充浩弁護士（東京事務所パートナー弁護士）に対し、ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態についての調査を委託させていただきました。湯川弁護士及び原田弁護士は、御両人とも経験豊富な弁護士であり、また、所属しておられる西村あさひ法律事務所は日本を代表する大手法律事務所であり、いち早くヤンゴンにオフィスを構え、数多くのリーガルアドバイスを提供されるとともに、現地ミャンマー法曹との協力、連携関係を有しておられます。

今回の調査においては、現地訴訟弁護士、元裁判所関係者等複数のミャンマー現地の実務家から多数回にわたるヒアリングを実施していただき、

精力的な調査を実施していただきました。本調査研究に御協力頂いた皆様には、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

なお、本調査研究は、2015年3月時点での法制度を前提として行われており、その後の状況等についてはフォローしておりませんので、読者の皆様におかれましては、その点に御留意の上、本調査研究を御活用頂ければ幸いです。